

令和3年5月25日  
消 防 庁

## 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に 対する意見公募

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、  
令和3年5月26日から6月24日までの間、意見を公募します。

### 1. 改正内容

以下の措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）を改正するものです。これらの詳細については別紙を御覧ください。

#### （1）屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」での検討を踏まえ、キャノピー（屋根）等の面積が敷地面積の2/3までの給油取扱所について、火災予防上安全であると認められる場合に、「屋外給油取扱所」として扱うこととする。（従来は1/3以下）

#### （2）標準様式の規定

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、市町村等ごとに定める様式（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書及び危険物保安監督者選任の実務経験証明書）について、省令上規定する。

### 2. 意見公募対象及び意見公募要領

意見公募対象：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

※意見公募要領の詳細については、別紙を御覧ください。

### 3. 意見公募の期限

令和3年6月24日（木）（必着）（郵送の場合も公募期間内の必着とします。）

### 4. 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令を公布する予定です。



（連絡先）

消防庁危険物保安室 勝本、岡

TEL 03-5253-7524（直通）

FAX 03-5253-7534

fdma.hoanshi.tsu@soumu.go.jp

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙の報道資料の「1. 改正内容」のとおり。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [fdma.hoanshitsu\\_atmark\\_soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp)

総務省消防庁危険物保安室 へ

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### （3）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課・危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

### （4）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和 3 年 5 月 26 日（水）から令和 3 年 6 月 24 日（木）まで（必着）

※郵送の場合も公募期間内の必着とします。

## 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に

不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 連絡先窓口

総務省消防庁危険物保安室

担 当：岡

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁  
危険物保安室 へ

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

# 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案（概要）

## （1）屋外給油取扱所のキャノピー面積基準の見直し

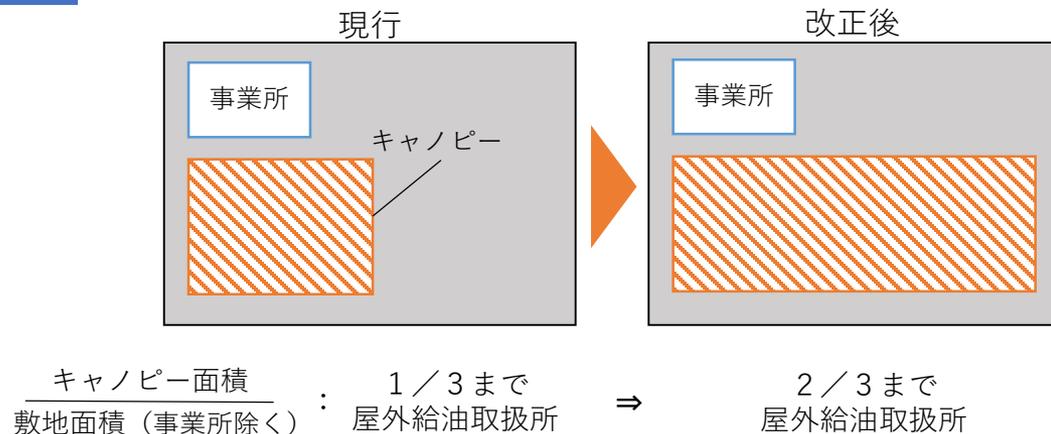
### 給油取扱所のキャノピー面積に関する現行基準

給油取扱所（ガソリンスタンド）は、  
キャノピー（屋根）等の面積の敷地面積比で分類

- ・ 1/3を超える場合：屋内給油取扱所
- ・ 1/3以下の場合：屋外給油取扱所



給油取扱所のイメージ



### キャノピー面積基準の見直し

#### 背景

- ・ 給油時の雨水混入防止
  - ・ 労働環境の改善
- の観点で要望あり

- ・ 「**過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会**」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授）を開催。
- ・ 屋外給油取扱所のキャノピー面積の拡大による影響（延焼拡大危険等）を検討。

当該給油取扱所が火災予防上安全であると認められる場合には、キャノピー面積割合2/3までを屋外給油取扱所とする。

## （2）標準様式の規定

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、**市町村等ごとに定める様式**（仮貯蔵・仮取扱い承認申請書、危険物保安監督者選任の実務経験証明書）について、これまで通知で示していた**標準様式を省令上規定**する。

### スケジュール（予定）

- 意見公募手続：5月26日～6月24日
- 公布日：7月下旬
- 施行日：(1)公布の日、(2)令和4年1月1日

○総務省令第〇〇〇号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

〔仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請〕

第一條の六 法第十條第一項ただし書の危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、別記様式第一の二の申請書を所轄消防長又は消防署長に提出しなければならない。

〔屋内給油取扱所〕

第二十五條の六 令第十七條第二項の総務省令で定める給油取扱所（同項の屋内給油取扱所をいう。）は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの（当該割合が三分の二までのものであつて、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とする。

〔危険物保安監督者の選任又は解任の届出書〕

第四十八條の三 法第十三條第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、別記様式第二十の二による書類を添付しなければならない。

〔新設〕

〔屋内給油取扱所〕

第二十五條の六 令第十七條第二項の総務省令で定める給油取扱所（同項の屋内給油取扱所をいう。）は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。以下この条において同じ。）の一階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の一階の床面積を減じた面積の三分の一を超えるものとする。

〔危険物保安監督者の選任又は解任の届出書〕

第四十八條の三 法第十三條第二項の規定による危険物保安監督者の選任又は解任の届出は、別記様式第二十の届出書によつて行わなければならない。この場合において、選任の届出書には、法第十三條第一項に規定する実務経験を証明する書類を添付しなければならない。

危険物 仮貯蔵 承認申請書  
仮取扱い

年 月 日

敷		申請者 住所 (電話 ) 氏名	
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所 氏名	電話 ( )	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 名称		
危険物の類、品名及び最大数量		指定数量 の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法			
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)			
現場管理責任者	住所 氏名	緊急連絡先 ( )	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	【危険物取扱者免状：有 (種類： ) ・無】		
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	
	承認年月日 承認番号		

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

## 実務経験証明書

氏名	( 年 月 日生)		
取り扱った危険物	類別	第	類品名
取り扱った期間	年 月 日から	年 月 日まで	( 年 月)
製造所等の区分 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
証明年月日	年 月 日		
事業所名			
所在地			
証明者	職名	氏名	
	電話番号	( )	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二十五条の六の改正規定は、公布の日から施行する。